

各弁護士近況

大川 正二郎

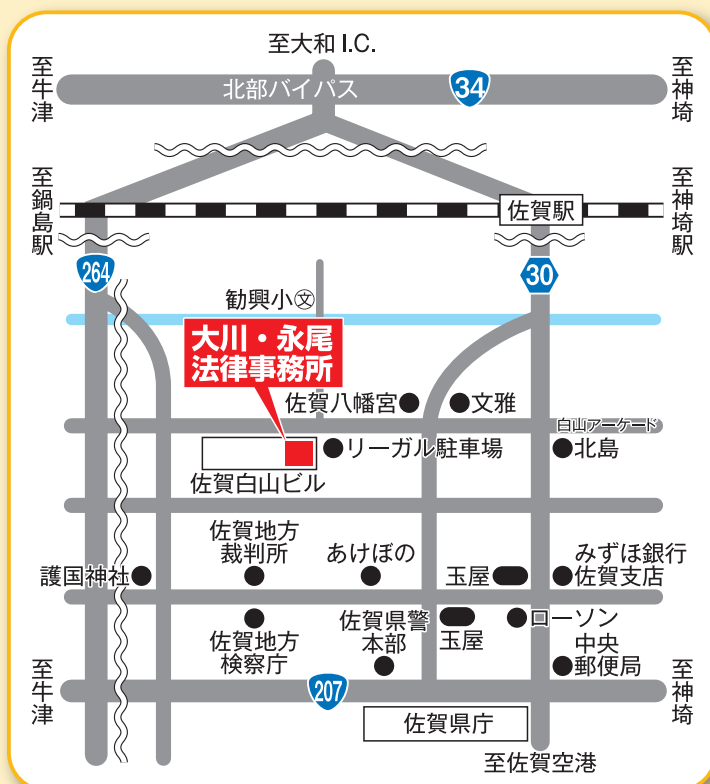
コロナ禍が長引き、息が詰まりそうで、気持ちまで沈んでいきますが、少しでも楽しみを見出そうと努めています。春の時期は貝掘りを楽しみにしています。目指すはハマグリです。貝掘り用の鍬で砂浜を浅く削るように掘っていくと「カチッ」という音がします。ハマグリに当たった音です。そこでその部分を指でまさぐると、「つるっ」とした感触。ハマグリは貝です。それから、貝に沿って指を砂の中に差し込んでいきます。なかなか貝の下の部分に到達しないと、「おっ、でかい!」。えもいわれぬ快感です。わかりますかね～。

永尾 竹則

昭和の歌が好きで、テレビで懐かしのメロディーや昭和の名曲というタイトルを見るとチャンネルを合わせ見てしまいます。グループサウンズの曲や当時の映像が流れたりすると、生まれる前後のことですが嬉しくなってしまいます。中学や高校の頃に流行っていた歌に合わせてその時代の映像が流れることもあります。そうするとその頃の心境や情景が浮かんできてテレビの前はカラオケ状態です。車でも中学や高校の頃に聞いた曲を良く流します。ノスタルジーに浸ることもしばしば。

鳥飼 亜由美

昨年長女がピアノを習い始めました。私も子供のころ習っていたので、懐かしい気持ちでピアノに触れています。私自身、決して熱心にピアノを練習していた子供ではありませんでしたが、思い返せば、うれしいとき、イライラした時、悲しいとき、いつも何気なくピアノに触れ、私なりに音に気持ちをのせることで思いを解消していたなあ、と思います。長女にとっても、ピアノが、よい相棒になればいいなと思っています。



大川・永尾法律事務所

〒840-0826
佐賀県佐賀市白山1丁目4番28号
佐賀白山ビル1階
TEL. 0952-25-5432
FAX. 0952-25-5535
URL: <http://okawa-nagao-lawoffice.jp>

業務時間
月～金 9:00～17:30
(祝日除く)

所属弁護士
大川 正二郎
永尾 竹則
鳥飼 亜由美



おたより

ほっと

第 17 号

大川・永尾法律事務所



令和四年四月吉日

弁護士 永尾 竹則

新型コロナウイルス感染者が日本国内で初めて発見されてからもう二年余りが経過しました。生活の様々な面で、これまでとは違う新しい生活様式という言葉がよく聞かれるようになりました。私の身近で一番感じるのは、コロナ禍以前は、会議は現地出席が原則でどうしても現地で出席できない場合はインターネット等の通信を使って出席していましたが、今ではほとんどの会議がリモートで開催されるようになり定着してきた感さえあります。その他に手の消毒なども当たり前になって来ようと思います。皆様の身の回りでも、新しい生活様式が徐々に普通を感じられるようになったことがあるのではないのでしょうか。身の回りに生じる法的な問題も変化していくことが考えられます。しかし、私どもは、いつの時代もその時代に合ったリーガルサービスをご提供できるように日々研鑽を積んで行かなければならないと考えております。社会がどのような変化を辿ろうとも、一人でも多くの方に「ほっと」安心して頂けるよう所員一同精進を重ねていく所存です。



弁護士
大川 正二郎

別居の妻に対する生活費はいくら支払う？

弁護士(弁)と飲み仲間の熊五郎(熊)のおなじみ飲みニケーションシリーズ第7弾。

熊:先生、おいっこがやっと大工として自立して自営でやり始めたのに、女房とけんかして別居しちゃったんだけど、その女房が生活費を払えって言っているらしいんだ。

弁:夫婦は別居になってもお互いに生活保持義務といって生活を支える義務があるので、婚姻費用分担義務といって生活費を支払う義務があるんだ。

熊:いくら支払うことになるのかな。

弁:普通は双方の収入を比べて決めるんだけど、子供の有無やその年齢に応じて大体これくらいになるという簡易算定表というのがあるんだ。

熊:おいっこのところは子供がまだいねえし、おいっこの申告所得も女房の給料の総支給額も同じ250万円くらいだったから、お互いやり取りなしでいいんでねえかな。

弁:いやいや、お互い給料取りならそうだけど、一方が自営業の場合、生活費の一部が経費になったりしているので、同じ金額でも自営業の方が収入が多いとみられるんだ。自営業で年間所得が250万円くらいなら給与総支給額としてみると350万円くらいにみられ、おいっこの方が収入が多いことになって、そうだな、月2万円くらい妻に対して生活費を支払わなければならないだろうな。

熊:だけど、女房が住んでいる家はおいっこが住宅ローンを払っているんで、その分を引いてもいいんじゃないかな。

弁:確かに、妻が住んでいる家の住宅ローンや家賃を払ったりしている場合は、それを考慮することになるね。ん?ところで、おいっこは何で別居になったんだい。

熊:それが、あの野郎、彼女ができてそこに転がり込んでいるようなんだ。

弁:熊さん、それじゃおいっこが別居の原因を作っているんで、そういう場合は妻の住む家の住宅ローンや家賃を負担していたって、有責配偶者として負担を考慮してもらえないよ。もし、おいっこの方が収入が少なくて妻に生活費を払ってもらうような場合であっても、有責配偶者は生活費を払ってもらえないことになるよ。

熊:うわ、そいつは厳しいな。でも、自分の責任だもんな。今度、おいっこに会ったらみっちり説教してやろう。



弁護士
永尾 竹則

相続に関する基本的なこと

相続は先のことになるので色々ご心配なこともあると思いますが、考えるにあたって基本となるようなことをお話します。

家族構成を自分(父)、配偶者、長男、長女の4人家族だとして、自分が亡くなった場合の相続を想定してみます。この場合、相続人は配偶者、長男及び長女の3名になります。この時、仮に既に長男が亡くなっていてその子どもがいる場合は、長男の子どもが相続人になります(法律上、代襲相続と言います。)。この場合と異なり配偶者はいても子どもがいない場合、自分の父親と母親(法律上、直系尊属と言います。)が存命であれば配偶者と直系尊属が相続人になります。さらに、直系尊属もいない場合、自分に兄弟姉妹がいれば配偶者と兄弟姉妹が相続人になります。この様に配偶者は常に相続人になります。

次に、各相続分は、相続人が配偶者と子どもの場合は、配偶者が2分の1、各子どもの相続分は長男、長女2名なので4分の1ずつになります。代襲相続の場合は、亡くなった長男の相続分をそのまま長男の子どもが引き継ぎます。相続人が配偶者と直系尊属の場合は、配偶者が3分の2、直系尊属は3分の1をその人数で等分します。相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合は、配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1をその人数で等分します。これらの相続分は法律で定められていますが、相続人の間で話し合いができれば相続分と違う分け方もできます。相続人の中で事業を継ぐあるいは先祖代々のお墓を継ぐというような場合は相続分と異なる割合で分けることが多いかもしれません。

相続人の間で遺産分割をする際の基準となるのは自分が亡くなった時です。この時点で存在する自分の不動産や現預金、有価証券などの財産が対象になります。もっとも、生前長男に贈与したり、長男が自分の財産の維持や増加に貢献したような場合にはこれらを考慮して分割の対象となる遺産が決まります。

また、自分が事業をしていたり、家族の中で疎遠になったりして特定の相続人に自分の財産を残したいという場合には遺言書を作成することも考えられます。事情によっては、家族信託などの方法により配偶者の居住を確保する対策を講じておくことも考えられます。

色々な制度がありますので相続対策において考えるきっかけにして頂ければ幸いです。



弁護士
鳥飼 亜由美

成年年齢の引き下げ。どうなる?養育費。

令和4年4月1日に、成年年齢が「18歳」に引き下げられました。引き下げに関して、家事事件を扱っている立場として特に気になるのが、養育費の終期への影響です。調停等でも、支払義務者側から「もうすぐ18歳で成人になるのだから、養育費の終期を18歳までにしてほしい」という主張がされることが増えてきました。

では、成年年齢の引き下げは、養育費の終期にどのような影響を与えるのでしょうか。

まず、引き下げ前に養育費の終期を「成年に達するまで」等と取り決めた場合でも、引き下げによる影響はないものと考えられます。法務省等も言及していますが、引き下げ前に目安とされていた成年=20歳という年齢を前提に取り決めがなされたと考えられるからです。

では、成年年齢の引き下げ後はどうでしょうか。

そもそも、養育費とは、「未成熟子」に支払われるものです。未成熟子とは、「未成年」とイコールではなく、未熟で経済的な自立がやむを得ず期待できない子をいいます。本来、個別事情に応じてケースバイケースで判断されるべきものです。

しかし、子が幼い場合は、いつ「未成熟子」を脱し自立が期待できるのか、具体的にわかりません。そこで、20歳という年齢が一応の目安とされてきたのです。

では、成年年齢の引き下げによって、その目安が直ちに18歳に変更されるのでしょうか。確かに、成年年齢の引き下げによって、子は18歳で親権から脱し、法律的な契約等も単独でできるようになります。しかし、18歳という年齢は、成年年齢引き下げの前後を問わず、高校在学中の子も多い年齢です。實際上、経済的自立を期待し得ない年齢であることには変わりないのではないのでしょうか。

もちろん、今後、成年年齢引き下げによって、18歳で自立を期待できるような社会的な事情の変化が起きていけば、18歳が養育費終期の原則になるかもしれません。

したがって、裁判例の蓄積状況や、そのような変化の有無を注意深く見守りつつ、養育費の終期の問題に対応していきたいと思っています。

*成年年齢引き下げ後に養育費の支払いについて取り決める場合は、後々に疑義を残さないようにするため、終期について「成年に達するまで」という文言は使わず、具体的な時期(「22歳到来後の最初の3月まで」等)を記載するようにしましょう!